

独立行政法人経済産業研究所競争的研究費の間接経費の執行に係る基本方針

制定：平成 28 年 6 月 27 日

改定：令和 5 年 6 月 20 日

理事長決定

(目的)

第 1 条 この方針は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(令和 3 年 10 月 1 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、独立行政法人経済産業研究所(以下「研究所」という。)における競争的研究費に係る間接経費の取扱いについての基本方針を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「配分機関」とは、競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究所又は研究者に配分する機関をいう。
- (2)「直接経費」とは、競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究所又は研究者が使用する経費をいう。
- (3)「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究所の管理等に必要な経費として、研究所が使用する経費をいう。

(間接経費の額)

第 3 条 間接経費の額は、直接経費の 30%に当たる額とする。

(間接経費の使途)

第 4 条 間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究環境の改善や研究所全体の機能の向上に活用するために必要となる経費のうち、次に掲げるものを対象として支出する。

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ) 別表 1 に定める管理事務の必要経費
- (2) 研究部門に係る経費
 - (ア) 別表 2 に定める共通的に使用される物品等に係る経費
 - (イ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (ウ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - (エ) 特許関連経費
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ア) 研究成果展開事業に係る経費

(イ) 広報事業に係る経費

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究環境の改善や研究所全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、理事長が必要と判断した経費に支出することができる（ただし、直接経費として充当すべきものは除く）。

(間接経費の執行)

第5条 間接経費の執行は、理事長の下で、計画的かつ適正に行うとともに、使途の透明性を確保する。

(報告)

第6条 理事長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」に定める手続きにより配分機関に報告する。なお、証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管を可能とするとともに、研究者に対し必要以上の証拠書類を求めないよう配慮すること。

(見直し)

第7条 本方針は、間接経費の執行状況を踏まえ、必要に応じて随時見直す。

(別表1)

管理部門に係る経費

管理事務の必要経費	備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など
-----------	--

(別表2)

研究部門に係る経費

共通的に使用される物品等に係る経費	備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 など
-------------------	--